丹波市教育委員会 様

下記の理由により就学援助を申請します。

なお、就学援助の認定にあたり必要な場合は、丹波市教育

裏面「**申請者(保護者)氏名**」 ・「**口座名義人**」と同一人物に 統一してください。

登録に関す

る情報及び認定に必要な関係機関からの情報を閲覧することを

〒 669-3131

申 請 者(保護者) 住

所 丹波市

す。 令和 **4**年 **2**月 **1 2**日

וון 1 1 1 0

※アパートの号室まで記入してください。

丹波市の小中学校に通学されている お子さんのお名前を記入してくださ

ッ.。 学年は来年度の学年です。 この春に小学校に入学されるお子さ んがある場合も記入してください。

呆護者氏名 《)本人が書面(手書き)の場合、押印はいりません。署名(手書き)しない場合、

(※)

車絡先電話番号

0795 - 70 - 0880

※携帯番号等の昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください。

和4年度 児童生徒就学援助認定申請書兼世帯票

① 児童生徒人 等 ※令和4年4月1日現在の在籍予定学校・学年を記入ください。							
学校名	学年	性 別 生 生	 手月日	氏 名	(フリガナ)		
〇〇中 学校	3年	・女 H <i>14</i>	· 8 · 16	丹波 太郎	(タンバ タロウ)		
〇〇小 学校	<i>4</i> 年 ^男	H24	• 4 • 8	丹波 花子	(タンバ ハナコ)		
○○小 学校	1 年 5	H27	• 11 • 16	丹波 市子	(タンバ イチコ)		
学校	年	・女・	•		()		
② 世帯状況 (生計	†同一及び同	居の世帯員全員	を記入して	ください。)			
※注意 ①に記入した児童生徒は記入しないでください。児童生徒からみた続柄を記入ください。							
世帯員氏名	続柄	生年月日	年齢	収入の有無	勤務先·学校名等		
丹波 一郎	父	S54 · 4 · 6	4 3歳	有・無	○□△会社		
丹波 市代	母	S58·10·3	3 9歳	有・無	□∆Oストア		
####################################							
サイ スタ らだれ	TO MAINE C			- · ·			
④ 申請該当項目(当てはまる項目にチェック☑をして下さい) 添付書類(具体的な証明書類(例))					(具体的な証明書類(例))		
□ (1)生活保護法(□ (2)ア 児童扶養		費の受給 一 づく児童扶養手旨	※閲覧承諾に、 不要	より受給状況の確認をする為、			
		ぎにより、家計の ック ☑ をして下さ		令和3年分源 令和3年分の 令和4年度市 ※上記のいずれか。 「所得のない学生 ≪令和4年6 令和4年度(月までの申請》 泉徴収票の写し 所得税の確定申告書の写し 民税・県民税申告書の写し と世帯内全員分添付ください。 は不要です) 月以降の申請》 令和3年分所得)所得証明書 明書を添付ください。所得の無い方も証		

- ・市民税・県民税申告書は申告された所得額が確認できるように表裏両面の写しを提出してください。

明書が必要です。(所得のない学生は不要です。)

誓約書及び委任状

- ・就学援助費の請求に関する権限を、児童生徒が在籍する学校長を代理人と定め委任いたします。 なお、学校諸費の未納があった場合、上記の学校長への委任に基づき、市が就学援助費を学校長口座 に振込し、学校長が学校諸経費に充当することに同意し、一切異議を申し立てません。 ・就学援助費は支給目的以外のことに使用しません。 ・就学援助申請書の記載内容に変更が生じた場合は、学校を通じて丹波市教育委員会に速やかに届け出 表面「保護者氏名」と同一人物に統一してください。 ます。 ・就学援助費を公正かつ効果的に使用し 処置に従います。 ・就学援助費の支給において、過誤支払が生じた場合は返還請求。 ます。 申請者(保護者)氏名 丹波 一郎 (X)IJ ガ ナ 銀行 口座名義人 本店(支店 振 丹波ひかみ 000 信用金庫 タンバ イチロウ 出張所 込 農協 金 丹波 一郎 表面「保護者氏名」と同一人物に統一してください。 融 機 預金種別 口座名義人の生年月日 口座留写(口記の)/ 関 2 0 3 ́s)• н 普通 • 当座 1 0 0 4 54年4月6日
 - ・上記保護者の本人名義の口座を記入してください。
 - ・昨年度以前に就学援助を受けていた場合は、同じ口座を指定してください。
 - 生年月日は、同姓同名者との判別のために登録しますので、必ず記入してください。

※以下、申請者の方は記入	しないでください。	
校 長 所 見 (該当項目が	「「イ」の場合のみ、詳細に記入してください)	
	 校長	印

・児童生徒が小学校と中学校ともに就学している場合は、小学校長が所見を記載すること。

審査結果	4月当初認定 ・ 不認定 ・ 途中認定(月 日~)	
不認定理由	所得超過により不認定 ・ その他()
認定取消日		
認定取消理由	児童扶養手当(資格喪失・全額停止) ・ 転出 ・ その他()
その他	世帯員数()人/所得合計()	